

品目別経営安定対策に係る交付対象者要件の見直しに関するQ & A ～さとうきび版～

令和元年 6 月

- Q 1 今回、交付金の交付対象者の要件は、どのように見直されたのですか？
- （１）基幹作業を共同作業により実施または委託する面積の割合に係る特例
 - （２）基幹作業を共同作業により実施または委託する面積のカウント方法に係る特例

Q 1 今回、交付金の交付対象者の要件は、どのように見直されたのですか？

令和元年産以降の交付金の交付対象者要件は、担い手育成等を推進する観点から、共同利用組織の構成員（A－3）及び基幹作業を委託する者（A－4）に係る特例について、以下のとおり見直しを行いました。

（１）基幹作業を共同作業により実施または委託する面積の割合に係る特例

共同利用組織の構成員（A－3）及び基幹作業を委託する者（A－4）については、平成30年産までの特例として、当該生産者のほ場の1/3以上（原則は、1/2 以上）で、基幹作業を共同利用組織の共同作業により実施または基幹作業を委託すれば交付金の対象者としてきたところです。

これらの特例措置は、多くの生産者が対象となるよう、交付対象者要件の導入時及び改正時に経過的に設けられたものでありますが、産地の生産構造の強化や効率的かつ安定的な生産体制の確立をより促進する観点から、期限どおり平成30年産で終了します。

このため、平成30年産まで本特例措置に基づき交付金交付を受けていた生産者は、令和元年産以降、見直し後（原則どおり）の交付対象者の要件を必要ありません。

（２）基幹作業を共同作業により実施または委託する面積のカウント方法に係る特例

共同利用組織の構成員（A－3）及び基幹作業を委託する者（A－4）について、複数のほ場で基幹作業を共同作業により実施または委託する生産者については、平成30年産までの特例として、ほ場ごとに、共同作業により実施または委託する面積が最も大きい基幹作業の面積を合計することができる（原則は、作付面積のうち、共同作業により実施または委託する面積が最大であるいずれかの基幹作業の合計）としてきたところです。

これらの特例措置は、多くの生産者が対象となるよう、交付対象者要件の導入時及び改正時に経過的に設けられたものでありますが、産地の生産構造の強化や効率的かつ安定的な生産体制の確立をより促進する観点から、期限どおり平成30年産で終了します。

このため、平成30年産まで本特例措置に基づき交付金交付を受けていた生産者は、令和元年産以降、見直し後（原則どおり）の交付対象者の要件を満たす必要ありません。

(参考) 交付対象者要件

A-1
認定農業者等

A-2
一定の作業規模を有する者

A-3 共同利用組織への参加者

- 1/2 以上
- 個人防除
- 1/3 特例 (注)
- 力~~止~~ 特例 (注)

A-4
基幹作業委託者

- 1/2 以上
- 1/3 特例 (注)
- 力止の特例 (注)

(注) 【担い手推進計画の作成】**廃止**
 特例要件で要件申請する場合、~~2024年度~~までに本則を満たす計画を作成・提出